

京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における歴史的建築物の保存及び活用を図るとともに、京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の交付を受けて、対象建築物の所有者が保存活用計画の作成を通じて得た知見を、本市が蓄積及び公開することにより歴史的建築物の保存及び活用の担い手を増やすことを目的として、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「保存条例」という。）に基づき、保存活用計画を作成する対象建築物の所有者に対して交付する本件補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めのない限り、建築基準法、建築基準法施行令及び保存条例において使用する用語の例による。

(補助対象建築物)

第3条 本件補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する建築物であること（本市の区域外に存する建築物を本市の区域内に新築する場合を含む。）。
- (2) 保存条例第2条第2項第1号で規定する対象建築物であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体が所有する建築物以外のものであること。

(保存活用計画の要件)

第4条 保存活用計画は、建築士法第23条の3第1項の規定に基づき登録を受けている一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が作成するものでなければならない。

- 2 保存活用計画は、保存条例第3条第1項の規定による保存建築物として登録することを提案する際に必要な内容を満たしていること。

(補助対象費用)

第5条 本件補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第7条第2項の規定による通知を受けて行う保存活用計画の作成（以下「補助事業」という。）に要する費用のうち次に掲げる費用とする。

- (1) 歴史的・文化的価値の調査及び分析に係る費用（公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター京町家カルテ規程第2条に掲げる京町家カルテに係る申請手数料を除く。）
- (2) 対象建築物の耐震化のための構造計画に係る費用

- 2 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

- 3 この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他の公共的団体から第1項各号に掲げる同種類別の補助金その他の金銭的給付の交付を受けている場合は、第1項各号に掲げる同種類別の補助金その他の金銭的給付を受けた費用は、補助対象費用に含めずに算定して得た

額とする。

(補助金額)

第6条 本件補助金の額は、補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額又は次の号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 京町家等の木造建築物であり、平屋又は2階建てかつ延べ面積200㎡以下のもの
2,000,000円
- (2) 非木造建築物又は前号に掲げるもの以外の木造建築物
4,000,000円

2 前項の規定に基づき算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 本件補助金の交付の申請をしようとする者（補助対象建築物の所有者に限る。以下「申請者」という。）は、補助事業の着手前に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号及び2号に適合することを証する書面
- (2) 申請者が補助対象建築物の所有者であることを証する書面
- (3) 申請者以外に補助対象建築物が存する敷地（保存活用計画において、補助対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地）について所有権又は借地権を有する者がある場合は、補助事業及び作成しようとする保存活用計画の概要に関するこれらの者の同意書
- (4) 申請者以外に補助対象建築物について所有権を有する者がある場合は、補助事業及び作成しようとする保存活用計画の概要に関するこれらの者の同意書
- (5) 付近見取図、現状配置図及び現状平面図等、補助対象建築物の現状を示す図書
- (6) 保存活用計画の概要を確認できる図書
- (7) 補助事業に要する費用の見積書
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による補助金交付申請書の提出を受け、当該補助金交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定及び保存条例第1条の目的に適合していると認めた場合は、補助金条例第11条の規定による決定をし、文書により申請者に通知する。

3 前項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、交付決定通知を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）から補助事業に着手することができる。

(補助事業の履行期間)

第8条 認定申請者は、原則として、交付決定通知日の属する会計年度の3月15日（以下「完了期日」という。）までに補助事業を完了し、補助事業の実績を報告しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助事業の内容変更等及び中止の申請)

第9条 認定申請者は、交付決定通知を受けた後、補助事業の内容若しくは補助対象費用を変更

したとき又は補助事業が完了期日までに完了する見込みがないときは、速やかに補助事業変更等申請書（第２号様式）によりその旨を市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

２ 認定申請者は、交付決定通知を受けた後、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止申請書（第３号様式）によりその旨を市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

３ 市長は、前２項の規定による申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容を認めるときは、文書により申請者に通知する。

（実績の報告）

第１０条 認定申請者は、補助事業が完了した日から３０日以内又は完了期日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（第４号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて実績を報告しなければならない。

- （１）京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第３条の規定による図書
- （２）補助事業に係る公表のための図書
- （３）補助事業に係る契約書の写し
- （４）補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- （５）その他市長が必要と認める図書

（交付額の決定）

第１１条 市長は、前条の規定による報告を受けた日から３０日以内に補助金条例第１９条の規定による交付額の決定をし、文書により認定申請者に通知する。ただし、当該期間内に決定できない合理的な理由がある場合は、当該期間を延長することができる。

（請求）

第１２条 本件補助金の請求は、前条の規定による通知を受けた日から３０日以内に、補助金請求書（第５号様式）によって行わなければならない。

（交付決定通知又は本件補助金交付決定の取消し）

第１３条 認定申請者が第９条第１項の規定による申請をしなかった場合又は完了期日を過ぎても第１０条の規定による報告をしなかった場合は、交付決定通知が行われなかったものとみなす。

２ 認定申請者が第９条第２項の規定による補助事業の中止の申請をし、市長の承認を受けたときは、交付決定通知が行われなかったものとみなす。

３ 市長は、認定申請者が補助事業により作成した補助対象建築物の保存活用計画を、保存条例第３条第１項及び第２項に定める提案に使用しなかったときは、本件補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

４ 市長は、補助対象建築物について建築基準法の違反の是正を求める行政指導を行った場合において、認定申請者が当該指導に従わないときは、本件補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

（報告の徴収）

第１４条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者に対し、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第7条第2項の規定による交付の決定を受けているものに対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月22日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

様式

- 第1号様式 補助金交付申請書
- 第2号様式 補助事業変更等申請書
- 第3号様式 補助事業中止申請書
- 第4号様式 補助事業実績報告書
- 第5号様式 補助金請求書